OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	ケニアにおけるソマリア難民の第三国定住プロセス：援助関係者へのインタビューを中心に
Author(s)	山本, 香
Citation	未来共生学. 2015, 2, p. 289-303
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51804
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

フィールドワーク報告

ケニアにおけるソマリア難民の第三国定住プロセス

援助関係者へのインタビューを中心に

山本 香
大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程

目次

はじめに
1. フィールドワーク概要
2. ケニアで暮らすソマリア難民の現状
   2.1 難民キャンプでの生活
   2.2 都市での生活
   2.3 本国帰還の促進
3. 第三国定住のプロセス
   3.1 基本的な第三国定住プロセスの概観
   3.2 第三国定住プロセスにおける文化研修の役割
   3.3 第三国定住に対する各国の姿勢
おわりに

キーワード

ソマリア難民
ケニア
第三国定住
援助

はじめに

紛争や迫害、その他の人権侵害等によって故郷を追われた人びとは5,120万人にのぼり、そのうち1,670万人は国をも出ることを余儀なくされた状況にある（2013年12月時点：UNHCR 2014a）。そうした人びとは「難民」として、自国外で生活を送っている。

サブサハラ・アフリカには約293万人の難民が暮らしており、なかでも東アフリカ・アフリカの角地域（East and Horn of Africa）に204万人と、最も多くの難民が存在する（2013年12月時点：ibid.）。ケニア共和国（以下ケニア）は、この地域における「難民のハブ」と呼ばれている。周囲を難民大量発生国に囲まれ、サブサハラ・アフリカにおける最大の難民受け入れ国であると同時に、空路や陸路における交通の要衝として、第三国定住を含むその他の地域に向かう難民の主な経由地とも

なっているのである。このケニアにおける難民のなかで最多の人口を占め、さらに最も長く滞在しているのがソマリア難民である。ソマリアからは112万人の難民が他国に逃れており、アフガニスタン、シリアに次いで世界で3番目の難民発生国でもある（2013年12月時点：ibid.）。ソマリア国内では、アル・シャバーブ[1]の活動や干ばつにより飢餓が蔓延し、さらにアル・シャバーブの統治下にある地域では、食料、市場、物資運搬の主要経路もコントロールされ、その状況は決して安全なものとはいえない。

本フィールドワークにおいては、各関係機関でのインタビューを通して、ケニアに避難しているソマリア難民に対する緊急人道支援、とくに第三国定住に関する調査を行った。ケニアに居住しているソマリア難民の移動を明らかにすることで、東アフリカ地域の国際緊急人道支援の動向を考察することを目的としている。

1. フィールドワーク概要

現地調査は2014年9月7日から13日までの7日間、ケニアの首都ナイロビで行った。調査日程および内容の詳細は表1のとおりである。

主な訪問先は、国際協力機構（JICA）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）ほか、ソマリア難民の第三国定住に関わるNGOとして、RefugePoint[2]、Resettlement Support Center（RSC）[3]等のケニア事務所である。それらの機関で、とくに第三国定住プロセスにおけるそれぞれの役割や意識について、各1～2時間程度のインタビューを実施した（表2）。また、ピースウィンズ・ジャパン（PWJ）[4]、アフリカ地域開発市民の会（CanDo）[5]等、ケニアで活動する日本のNGO/NPO職員や、現地で暮らしながら研究調査を行う大学院生ともミーティングの場を持ち、現地で暮らす人びとと難民の生活状況や国際協力に関する現地情報の獲得に努めた。

表1. 現地調査日程および調査内容

日程	調査内容
9月7日	調査同行者でミーティング。調査日程の確認、調査目的の共有等を行う。
9月8日	1. JICAケニア事務所訪問。ケニアにおける日本の取り組みを調査。 2. PWJ、CanDoのケニア駐在職員とミーティング。現地情報の共有を行う。
9月9日	1. RefugePointケニア事務所訪問。ケニアにおけるソマリア難民の状況および第三国定住への取り組みを聞き取り。 2. ナイロビでソマリア難民について研究する博士課程の学生（人類学専攻）とミーティング。ソマリア都市難民の生活状況を聞く。
9月10日	UNHCRケニア事務所訪問。ケニアにおけるUNHCRの取り組み、現状と課題の聞き取りを行う。
9月11日	1. IOMケニア事務所訪問。ソマリア難民の第三国定住にかかるIOMの役割を調査。 2. RSCケニア事務所訪問。第三国定住を行うソマリア難民に対する文化研修の現状を聞く。 3. PWJ職員とミーティング。ダダーブ難民キャンプでの難民支援活動について聞き取り。
9月12日	調査同行者でミーティング。調査結果のまとめと評価を行う。
9月13日	キベラスラムにて、ケニア現地住民の生活状況を視察。

表2. 主要面談者リスト

機関	職名等
JICA	1. 教育支援担当所員 2. ソマリア協力企画調査員
UNHCR	1. 保護担当副代表（Assistant Representative - Protection） 2. 第三国定住担当職員（Resettlement Officer）
IOM	1. オペレーション担当職員（Operations Officer） 2. 文化研修講師（Cultural Orientation Abroad Trainers）
RefugePoint	1. ケニア所長（Country Director） 2. 地域第三国定住コーディネーター（Regional Resettlement Coordinator）
RSC	1. 広報部長（Public Information Manager） 2. 広報担当職員（Public Information Officer） 3. 文化研修現場チーム監督

2. ケニアで暮らすソマリア難民の現状

ケニアは約58万人の難民をソマリア、エチオピア、南スーダン、コンゴ民主共和国、ルワンダ等周辺諸国から受け入れているが、そのうちソマリア難民は最多の約43万人、74%を占めている（2014年8月時点：UNHCR Kenya 2014a）。彼らの多くはダダーブやカクマの難民キャンプ、もしくは首都ナイロビ等の街中に都市難民として居住している（図1）。難民としての生活は、その居住地によって大きく異なっている。

2.1 難民キャンプでの生活

ケニア東部地方、ソマリア国境の近くに位置するダダーブには、ケニア最大かつ世界最大規模の巨大な難民キャンプが設営されている。ダダーブ内部は5つのキャンプの複合施設になっており、UNHCRダダーブ事務所が管轄するラグデラ郡[6]に位置する3キャンプに23万人（うちソマリア出身者21万人）、UNHCRアリンジュグール事務所管轄下のファフィ郡[6]に位置する2キャンプに13万人（うちソマリア出身者12万5千人）が居住している（2014年8月時点：UNHCR Kenya

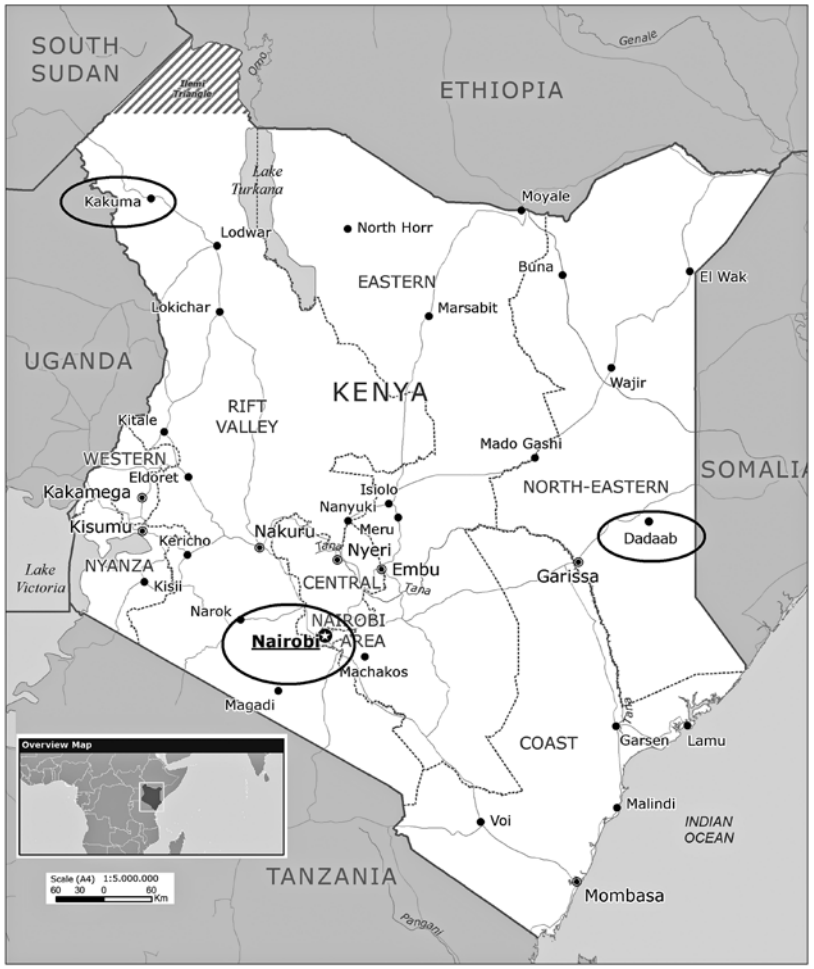

図1. ケニア地図
出所：EC（http://ec.europa.eu/echo/en/where/sub-saharan-africa/kenya）より筆者作成

2014a; 2014b）。キャンプ内やその周辺では、爆発や誘拐、殺人、銃撃戦、人道支援者に対する犯罪や、現地住民との対立、また難民同士の衝突など安全保障上の問題が多発しており、厳重な管理体制が敷かれている。これらのキャンプのうちとりわけアリンジュグール事務所管轄下の2キャンプはUNHCR職員曰く「辺鄙な地」にあり、食料、シェルター、水、医療、衛生、教育などの最低限の援助はされているが、地理的要因のために難民がそこで自足することはできない。彼らは働きに出ることもできず、人道支援に依存するしかない状況に置かれている。

ケニア北西部に設営されているカクマ難民キャンプは、20年前にスーダン人受け入れのため建設された。このキャンプには現在約17万人が居住しており、そのうち約8万5千人が南スーダン人である（2014年8月時点：UNHCR Kenya 2014a）。2005年の内戦終結に伴い当時の居住者の大半が帰還したが、紛争後も生活環境が改善しない本国の状況から再び難民キャンプに引き返す人びとも多く、また2013年末から再開した政情不安により新たに難民となる人びとも増加し、キャンプ内には十分なスペースがない。現在カクマ内のキャンプは4つに拡大したが、既に満員になっている。またここでは自然災害も被害を及ぼしており、洪水が発生し2人が死亡した例もある。医療、教育援助は標準に達しておらず、また難民同士での民族や政治的立場の違いをめぐる争いも起こっており、そこにさらなる難民の流入が追い打ちをかけている。

これらの状況を受けて、UNHCRはケニア政府に対して新しいキャンプを建てるための土地を求める要望を出している。しかし土地の問題に関しては多様な当事者が存在するため、中央政府と交渉するだけでは要望は通らない。そのため、現在それぞれのキャンプ内に居住する難民にとっては必要な生活資源へのアクセスがない状況であるが、援助機関によって提供される支援への依存を促進したくはないというジレンマを抱えている。こうした課題を解決するため、開発に関わる人材が火急の要件であり、国連開発計画（UNDP）や現地アクターとの連携を進めているところだという。

2.2 都市での生活

難民として他国に暮らし、その滞在が長期化すると、さらに難民人口が多くなればなるほど、彼らを受け入れる現地コミュニティとの軋轢は生じやすくなる。ソマリア難民についても、ケニア現地住民との関係が良好であるとは言いがたい。

ケニアの首都であるナイロビでは約3万2千人のソマリア難民が登録されているが（2014年8月時点：UNHCR Kenya 2014a）、実際の人口は5万人とも10万人ともいわれている。ケニア政府はナイロビの街中で暮らす都市難民をキャンプに入れようとしているが、難民自身は現状自給自足が可能な状況にある。そのためキャンプで外部からの援助に依存した生活を送りたがらず、都市に留まろうとする者が大半である。

ソマリアでは1980年代から勃発していた内戦が1991年からより激化し、その

政情不安は現在に至るまで長期化の様相を呈している。内紛勃発当時ソマリアを出国しケニアに逃れた難民のなかには、現在に至るまで20年以上にわたって滞在し、そこで家庭を築いた者も少なくない。ケニアで生まれ育ったソマリア難民家庭の子どものなかには、自分はケニア人だと自認する者も存在するという。

しかし、そうした難民であっても、「ソマリア人に見える」ということを理由に、迫害を受けることがある。とくに2012年にソマリア難民に対するセキュリティ・オペレーションが強化されてから、会社、市場、学校への道中に多くの難民が不当に逮捕、連行された。学校に向かう子どもまでもが迫害の対象になっているのである。現在はそうした状況は改善されつつあるというが、最近でも難民登録証を携帯していなかったソマリア人が連行され、そのままソマリアに強制送還された例もある。また、そうした政府との関係に加え、ケニア現地住民の間にも、ソマリア人をアル・シャバーブと関連づける差別や偏見が蔓延している。

都市難民のなかには、ソマリアへの帰還に興味を示す人はほとんどいないという。多くの場合、彼らの故郷は未だ危険な状態にある。そのため、ケニアでの自活の継続、もしくは第三国定住を希望することが多い。

2.3　本国帰還の促進

2012年12月にケニア難民局（Department of Refugee Affairs: DRA）が発行した声明により、ケニア政府による都市での難民支援は全て打ち切られた。また同時に、都市難民のキャンプへの移住政策（encampment policy）が強化された。さらに2014年3月にDRAから発表された声明では、すべての難民に対してキャンプに居住することが求められ、都市に設置されていた難民登録センターは閉鎖された。これらのケニア政府による厳格な施策により、それまでは決して多くなかったソマリア難民による本国への帰還が増加した。2013年にはそうした「自発的な帰還（voluntary repatriation）」を管理するための三者間協定が、ケニア政府・ソマリア政府・UNHCRの間で結ばれている。

ケニア政府はソマリア難民の自国への帰還を望んでおり、難民自身およびUNHCR等の難民支援機関に対して圧力をかけているという。前述のセキュリティ・オペレーションの強化もその一環だといえる。しかし、ソマリア国内、とくに南・中央部の状況は未だ不安定なままとなっている。通常、本国への帰還促進はある程度同地域の安全が確保されてから行われるものであり、現時点でそのような措置が取られることは異例なことである。UNHCRは帰還を促進するのではなく、あくまで自発的な帰還を手助けするという立場をとっている。

ケニア国内の難民キャンプには1年前から生体認証システムが導入されており、それによる管理の結果から、ソマリア人の帰還の一部が継続的なものであることが分かっている。そうした本国への帰還を行う難民は、ケニアでの生活を開始してから日の浅い者が多く、彼らは祖国に愛着を持っており、多くは元来の出身地に帰還する。UNHCRとしても、彼らに国内避難民（IDP）であってほしくはないため、できる限り出身地への移送を促すという。

3. 第三国定住のプロセス

3.1 基本的な第三国定住プロセスの概観

全世界のうち27ヶ国にまたがる6,280ヶ所が2015年以降の第三国定住の候補地になっているが（UNHCR 2014b）、それでもなおそれらの土地で受け入れられるのはすべての難民のうち1%のみであるという（UNHCRでの聞き取りによる）。そうした受け入れ地域のほとんどは、アメリカが提供している。

第三国定住にかかるプロセスは、定住先の国によって、必要な手続きや期間などすべての点において大きく異なる。共通の要素を抽出した大まかなプロセスの概観は、表3のとおりである。ただし、ケニアでは、これらの手続きに進む前に、DRAへの登録が必須となる。難民ではない者（現地ケニア人など）が難民と偽って国外へ渡航するケースが起こったためだという。ただし、前述のとおりDRAは2012年から都市において難民受付を停止しており、現在も新規登録を行うことはできない。また、難民登録を行っていたとしても、援助機関はできる限り本国帰還によって、もしくはケニア国内で難民が抱える課題を克服する手段を探ろうと

表3.　第三国定住にかかる基本的なプロセス

プロセス	担当組織
身元確認（Identification）	UNHCR / NGO（送り出し側）
照合（Referral）	UNHCR / NGO（送り出し側）
裁定（Adjudication）	受け入れ国政府
処理（Processing）	受け入れ国政府 / NGO（送り出し側）
移送（Flight）	IOM
到着（Arrival）	受け入れ国政府 / NGO（受け入れ側）

出所：RefugePointでのインタビューより筆者作成

し、そのための5段階の調査項目が設けられている。その結果、第三国定住が申請者にとって最善の解決方法であると判断された場合にのみ、第三国定住プロセスに進むことができる。第三国定住の開始点に立つことさえ、容易なことではないのである。

また、第三国定住の基本的なプロセスの合間に、度重なる厳格なセキュリティ・チェックや、バイオデータ（渡航歴、訴求歴、政治活動経歴、民族的出自等）など必要資料の作成および照合、それにかかる関係機関職員との面接が幾度も行われる（RSCでの聞き取りによる）。さらに、それぞれの手続きが全て円滑に進むことは少なく、不都合があった場合の処置などにも膨大な時間と手間が必要となる。国によって手続きにかかる時間は異なるが、たとえば最も多くの第三国定住を受け入れているアメリカの事例では少なくとも1,110日（約3年）が必要だといわれており、申請から6、7年経ってもなお手続きが終了しないケースも珍しくないという（RefugePointおよびUNHCRでの聞き取りによる）。その間に子どもの出生や構成員の死亡等により候補者の家族構成が変化した場合、進捗していた段階から最初の身元確認プロセスへと振り出しに戻されることさえある（RSCでの聞き取りによる）。

一方、保護者のいない子どもや、多くの子どもを抱えながら夫を亡くした女性、怪我や病気を抱える者など、最も脆弱（most vulnerable）と認められた難民は、緊急的な移送を要するとして、優先的に手続きおよび移送が行われる。とくに、夫を失った難民女性が子どもとともに第三国定住する例が全体の60％を占めている（UNHCRでの聞き取りによる）。ただ、優先的に第三国定住手続きを受けるため、生存している夫を隠したり、子どもを金銭で雇う者が増加した（同出所）。同様の事例として、アメリカへの第三国定住が決定した人に5,000米ドルを支払い、偽りの配偶者、兄弟等家族として同行しようとする者も存在するという（RefugePointでの聞き取りによる）。そうした例を受け、UNHCRでは、家族構成の真偽を確認するため、裁判所から家族構成に関する資料を取り寄せる等の措置をとっている。また、援助機関は難民コミュニティとの連携を強化し、コミュニティ・リーダーを通して候補者の家族構成の確認を行う場合もある。

処理（Processing）までの過程が完了すれば、申請者の第三国定住は確定し、移送の手続きが執られる。他のプロセスに関しては様々なアクターが混在してそれぞれの役割を果たしているが、移送に関してはIOMのみがその責務を担い、航空券の取得、難民との連絡、書類の準備等移送にかかる業務すべてをIOMが行う。

IOMは難民の移送について一般の商業航空会社と契約を結んでおり、ケニアから受け入れ国までだけでなく、ケニア国内および受け入れ国内の経路を含むすべての移送を実施する。アメリカへの定住の場合は、定住後に難民自身が旅費を支払わなければならないため、できるだけ安い航空券を予約する等の配慮を要するという。

3.2 第三国定住プロセスにおける文化研修の役割

第三国定住にかかる全ての手続きが完了し、定住先への移送を目前に控えた難民には、全員にそれぞれの定住先の国に関する文化研修（Cultural Orientation）が行われる。研修内容は、それぞれの機関において作成されるカリキュラムに基づくが、定住先の国の地理、文化、福祉制度から、トラブルの多い移送の際の飛行機の乗り方についてまで指導が行われる。研修を担当する機関は定住先の国によって異なるが、主にIOMとNGO/NPOが実施している。ケニアでは、IOMがカナダ、オーストラリア、イギリス等、そしてRSCがアメリカの文化研修を担当している。IOMの研修担当者は、「難民によりよく準備を整え、自信を持ち、カルチャー・ショックを最小限に留めるために」文化研修を行っていると語った（IOMでの聞き取りによる）。

たとえば、カナダへの定住を行うソマリア難民に対してIOMが行う文化研修は、計15～25時間（5時間×3～5日）実施される。この時間数は対象が成人か青年かによって異なる。青年は12～19歳の者を指し、とくにカナダの教育制度について他の年齢層の者より多く指導を受ける。また、RSCがアメリカへの定住に向かうソマリア難民に対して行う文化研修においても、青年（この場合14～25歳）は成人よりも2日多く研修を受ける。ソマリア難民のなかでもとりわけ青年は、アメリカでソマリア人非行グループに巻き込まれたり、また関連する者からのピア・プレッシャーを受ける等の危険性を孕んでおり、他の者より長く文化研修を行う必要があるのだという。

文化研修で使用するテキストに関しては、カナダ市民権・移民省（Citizenship and Immigration Canada: CIC）を通してカナダ政府から援助を受けながら、IOM内に文化研修専門の部門（Cultural Orientation Abroad: COA）を設け、5種類のものを用意している。そのなかには研修で使用する教科書（写真1、2）のほかに、受講者の自主学習のためのワークブック（写真3、4）や、カナダへの定住を果たした元難民のその後を描いた事例集（写真5、6）等も含まれる。それぞれのテキストは

各言語に翻訳されており、また文字を読めない難民のため、研修においては動画を使用したり通訳をつけるなどの対策が施されている。

IOMでは、文化研修を行う講師2人（女性1人、男性1人）に話を聞くことができた。彼らはどちらもケニア人で、女性講師は開発学の博士号を持っており、男性も修士課程に在籍しながら講師として勤務している。彼らは2年に1度カナダへ渡航し、自ら現地の状況を学び、現地の関係者（定住に関わる援助者や以前文化研修を受けた元難民等）と交流を行うという。よりよい文化研修を行えるよう自ら学ばなければならないのだと、自らの職務への熱意を覗かせた（IOMでの聞き取りによる）。また、難民も文化研修に熱心に取り組んでおり、与えられた課題や宿題は必ず終えているという。こうした文化研修が、定住後の危険や困難を回避させるだけでなく、定住を控えた難民の精神面の支えにもなっている様子が伺えた。

3.3 第三国定住に対する各国の姿勢

多くの国は、難民の受け入れにあたって様々な制限を設けている。国籍、使用可能言語、学歴、家族規模（子どもは3人まで等）などの条件を課すことで難民をふるいにかけ、ごく限られた難民のみを受け入れようとする国もある。その一方で、アメリカは多くの人数をとくに制限を付すことなく受け入れるので、第三国定住に関わる機関としては交渉が容易いという。ただし難民受け入れの選定にあたっては厳重なセキュリティ・チェックを幾度も課すため、手続きに膨大な時間を要し、多大な積載が可能だが動きの遅い「貨物船」と例えられている（RefugePointでの聞き取りによる）。他方、スウェーデンやノルウェーをはじめとするスカンジナビア諸国は、受け入れ人数は少なく設定しているものの、UNHCR職員が「どうやっているのか分からない」と驚くほどのスピードで処理を行い、実際の難民受け入れに至るまでの時間が比較的少ない。いうなれば、これらの国はモーターボートと例えられるであろう。

ただし、多くの制限を課さずに難民を受け入れる国であっても、ソマリア出身者に関しては第三国定住を拒むケースがある。カナダ、オーストラリア、オランダなど多くの国がソマリア難民の受け入れを停止している。そのようななか、スウェーデンやイギリスは比較的寛容に彼らを受け入れているが、絶対的な受入数の差から、ソマリア難民はアメリカへ、というスタンダードができているという（UNHCRでの聞き取りによる）。2014年9月時点でソマリア難民の定住を受け入れている国は、この3ヶ国のみである（UNHCR Kenya 2014a）。

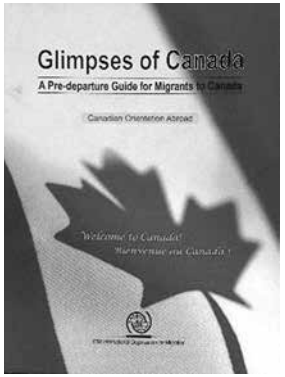

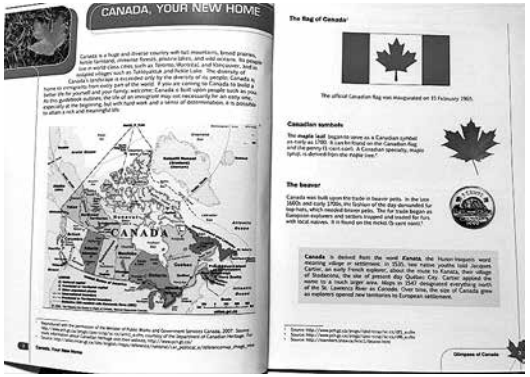

写真1、2　文化研修で使用される教科書表紙と内容（地図、国旗、貨幣等の基本情報）

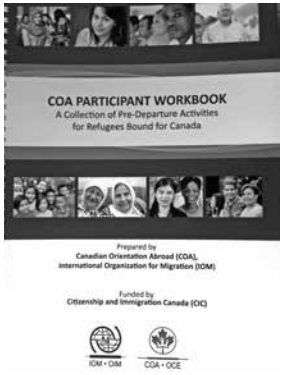

写真3、4　受講者用のワークブック表紙と内容（カナダ人だと思う顔写真に印をつける）

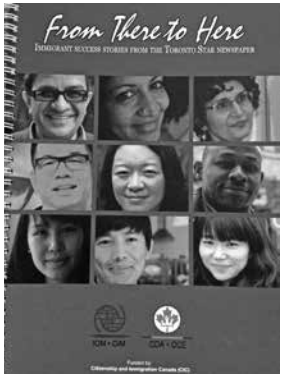

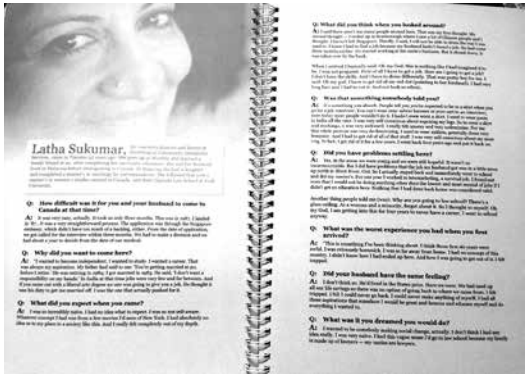

写真5、6　元難民の事例集表紙と内容（写真とともにQ&A方式でインタビューを記載）

アメリカでは90日間は難民に対して社会保障的なフォローを行うが、その後は「難民」としてではなく一般市民と同様の扱いとなる。そのため仕事に就き、家賃やその他の生活費を自ら賄うことができなければ、生活がままならなくなる。スウェーデンはその対極で、住居、教育等すべての必要最低限の社会保障が提供される。しかし、それがゆえにたとえば3世代にわたってスウェーデンで暮らす難民でさえ、スウェーデン語を話せない者も多いという（RefugePointでの聞き取りによる）。

おわりに

これまで筆者はシリア難民の教育に関する研究を現地調査に基づいて行ってきた。それらは難民自身に重点を置いたフィールドワークであり、彼らの視点から難民問題を捉えようとする取り組みであった。しかし本報告は、ケニアのソマリア難民について、援助関係者の視点から難民の現状を大局的に捉えようとするものであり、議論の対象がシリア難民からソマリア難民へと変わった。また、視点の中心を難民ではなく援助関係者に置くことで、彼らが難民をめぐってどのような役割を果たそうとしているのか、とくに第三国定住というさらなる越境を含むグローバルな問題に向き合う機会を得た。そのなかで、これほどまでに多様なアクターが難民問題を取り巻き、それぞれの意志を持って動いているということを痛感した。そのなかで得た気づきとして、主に以下の3点があげられる。

第1に、難民間にみられる差異についてである。第2節で見たとおり、都市もしくはキャンプという居住地によって、難民の生活状況およびそのなかで抱えている課題は異なっている。また、難民生活の先に何を見ているのか、本国への帰還か、ケニアでの定住か、もしくは第三国への移住か、ということでも彼らが必要とする支援は変わる。さらに極端な例としては、難民のなかに存在する富裕者層がある。インタビューのなかでRefugePoint職員が語ったことには、たとえばケニア中部のナクル市には、質の高くない本国での教育を避け、ケニアの私立校に子どもを通わせている裕福な南スーダン人が約1万人居住していた。しかし南スーダンで政情不安が発生した途端に、彼らには「難民」というレッテルが貼られた。一般のケニア人よりも余程裕福な暮らしをしてきた彼らを難民として扱い支援を提供することは、果たして妥当なのだろうか。そうした現状を鑑みると、膨大な人口が存在する難民の多様な背景と生活状況および将来展望を把握し、それぞれに適した支援を実施するなどということは不可能であるようにも思える。それよりも、「難民」という概念そのものを見つめ直し、難民という語が示す集団の全体像ではなく個々の難民に焦点を合わせることで、それぞれの生活状況や個別のニーズに調和する難民支援事業を再考する必要があるのではないだろうか。

第2に、難民をめぐる巨大なビジネスの存在がある。彼らは望むと望まないとに関わらず、巨大な市場を築いているのである。それは、3.1で記した「偽家族」ビジネスのような不法な取引である場合もあるが、多くの難民を抱えるケニアでは非ケニア人を対象とする私立校が多く台頭し、ひとつのビジネスモデルを築いている様子もある。そうした側面からは、難民が支援に依存して生きる貨幣経済とは独立した存在であるなどとは到底考えられない。彼らはグローバルに移動しながら、経済活動という面でも国際社会に少なからず影響を及ぼす存在となっている。

第3は、第2の点と関連する部分もあるが、難民のなかにある無償のサービスへの嫌悪感である。ケニアのソマリア難民の多くは、アメリカへの定住を希望するという。それは、受け入れ数の多さからくる定住可能性の高さだけのためではなく、アメリカにはチャンスがあるためだとある難民は言及した。3.3で述べたように、受け入れ国にはそれぞれの特色がある。スウェーデン等スカンジナビア諸国では、手厚い社会保障により、たとえ働かなくとも最低限の生活が可能である。一方アメリカでは、支援が提供されるのは最初の90日間のみであり、それ以降はそれぞれが自活しなければ生きていけない。また、他の国では受け入れ国が負担する渡航費用も、アメリカでは一時的な貸付であり、定住後に自ら支払わなければならない。それを知っていてもなお、アメリカに行きたいという声が大きいのは、彼らが無償で与えられるサービスに浴しているだけの人生をよしとはしないためだとも考えられないだろうか。

以前のフィールドワークで出会ったあるシリア難民は、「客（難民）として無償のサービスを受けるより、自分の仕事に報酬をもらって生きる人生のほうが美しい」と表現した。彼らが欲しているものは、援助とそれによって生かされる人生ではなく、紛争等抗えない力によって捻じ曲げられた人生を取り戻す、もしくはより良いものへと切り拓くための機会であり、そこから得られるより美しい人生なのである。そうして難民として生きる人びとは異国での共生を模索する主体であり、その底知れぬ力強さと覚悟の重さを感じたフィールドワークであった。

謝辞

本報告は、平成26年度科学研究費助成事業（基盤研究（B））「東アフリカ地域の国際緊急人道支援の再検討―開発における子どもの主流化」（研究代表者：内海成治）より助成を受けて実施したフィールドワークに基づくものである。内海成治教授（京都女子大学、大阪大学名誉教授）には、現地調査の機会を与えていただき、現地調査前から調査中に至るまで懇切にご指導をいただいた。

また、本報告の執筆にあたっては指導教員である澤村信英教授（大阪大学大学院人間科学研究科）から丁寧なご教示を得た。さらに、調査にご同行いただきご高配を賜った高橋真央准教授（甲南女子大学）、CanDo、IOM、JICA、PWJ、RefugePoint、RSC、UNHCR等訪問や聞き取りをさせていただいた機関職員の方々をはじめ、本フィールドワークの実施にあたってお世話になった皆様方に、この場を借りて心より深謝申し上げたい。

注

1 アル・シャバーブ（Al Shabaab）は、2006年以降無政府状態のソマリア国内において勢力を強めたアル・カーイダ系の武装集団である（Wise 2011）。2011年にはケニア陸軍がアル・シャバーブ掃討のためソマリアに侵攻し、ケニア政府との関係はきわめて悪い。2013年9月にナイロビの商業施設が襲撃された「ウェストゲート事件」の際には、犯行声明を発表している。

2 RefugePointは、2005年に設立され、米国ボストンに本部を置く難民支援NGOである。人道支援ネットワークからあぶれた難民に焦点を当てて活動を行っており、なかでも女性、子ども、都市難民のニーズを聞き、恒久的解決を目指す。難民認定されている人口の約2倍の難民がケニア国内に居住しているとし、ケニア政府やUNHCRが認知していない難民であっても受け入れを行っている。
http://www.refugepoint.org/

3 Resettlement Support Center（RSC）は、米国ニューヨークに本部を置くChurch World Service（CWS）が、米国政府との協力関係のもと、サブサハラ・アフリカ地域における米国の難民受入事業を助成する組織として1991年に設立した。ソマリアでの紛争勃発による難民人口の増加に伴い、それまではアメリカ大使館が担っていた現地での第三国定住にかかる手続きを担うようになった。ケニアに本部を置き、米国国務省人口・難民・移住局（Bureau of Population, Refugees, and Migration）の援助を受けながら、米国への第三国定住をUNHCR、IOM等関連諸機関と連携して行っている。
http://www.cwsglobal.org/where-we-work/africa/resettlement-support-center.html

4 ピースウィンズ・ジャパン（PWJ）は1996年に設立された特定非営利活動法人。支援の届きにくい世界26地域での活動実績を持つ。ケニアではナイロビおよびダダーブに拠点を置き、難民支援を中心に活動を行っている。
http://peace-winds.org/

5 アフリカ地域開発市民の会（CanDo）は1998年に東京で設立された特定非営利活動法人。ケニアにおいては長年にわたって社会開発活動、保健活動ならびに教育支援などを行っている。
http://www.cando.or.jp/

6 ケニアでは2010年に郡（district）制度が廃止され、現在ラグデラ郡、ファフィ郡ともにガリサ県（Garissa County）に併合されているが、出所（UNHCR 2014b）による区画表記のとおりに記述している。

参照文献

UNHCR
2014a *UNHCR Global Trends 2013: War's Human Cost*. Geneva: UNHCR.

2014b *Executive Committee of the High Commissioner's Programme: Progress Report on Resettlement*. Geneva: UNHCR.

UNHCR Kenya
2014a *KENYA Somali Refugees (draft)*. Nairobi: UNHCR.

2014b *UNHCR Dadaab and Alinjugur, Kenya: BRIEFING NOTE*. Nairobi: UNHCR.

Wise, Rob
2011 AL SHABAAB. *AQAM Futures Project Case Study Series* 2: 1-13.